

# 各種ご案内

(狂犬病予防・犬猫不妊手術費助成・骨髄移植ドナー支援・AED貸出し・献血)

◆健康増進係 ☎ 0289-63-8311

## 狂犬病予防

### ◎犬の「登録」と年1回の「狂犬病予防注射」は飼い主の義務です。

登録や狂犬病予防注射は下記の動物病院などでも受けられます。

また、犬の死亡や飼い主の変更などがある場合は、健康課に連絡してください。

### ◎飼い主が誰か、わかるようにしましょう。

狂犬病予防法により、飼い犬には鑑札・注射済票をつけることが義務付けられています。鑑札・注射済票がついていれば、注射済の飼い犬であることが誰にでも一目でわかり安心です。

また、万が一迷子になっても、すぐにお家に帰れます。

動物病院名	所在地	電話番号
ペットクリニック井上	西茂呂2丁目19-3	0289-64-4773
キンダーケア動物病院	上殿町848-12	0289-65-6699
鈴木どうぶつ病院	文化橋町1998-15	0289-63-1488
阿久津獣医科医院	塩山町961-1	0289-71-1455
しのはら動物病院	西茂呂3丁目55-2	0289-74-7855

### ◎「フン」の後始末を必ずしましょう。

トイレはご自宅で済まされてから、散歩にお出かけください。やむを得ず散歩中に「フン」をしたら、必ず持ち帰りましょう。

### ◎「放し飼い」は絶対にやめましょう。

犬をつないで飼うことは、飼い主の義務です。散歩のときも、必ず引き綱(リード)をつけてください。

### ◎愛犬はご近所から好かれていますか？

飼育場所を清潔に保ち、正しいしつけと健康管理をして「におい」や「なき声」などで迷惑をかけないようにしましょう。



犬の死亡届はインターネットからも手続きできます！



犬の飼い方などについての苦情・相談は栃木県動物愛護指導センター ☎028-684-5458

## 犬猫不妊手術費助成事業

みだりに繁殖し、不当に捨てられることを防止するため、飼い犬や飼い猫の不妊手術に要する経費の一部を助成しています。

◆対象期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日に実施した手術

◆受付期間 令和2年4月1日～令和3年4月30日(原則手術日から1か月以内)

◆助成条件  
・飼い主が鹿沼市内に住居を有すること  
・市税等の滞納が無いこと(世帯全員)  
・獣医師により手術を受けること  
・販売を目的としないメスの飼い犬および飼い猫であること  
・犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録と、助成申請年度の狂犬病予防注射が済んでいること

◆助成額 犬:5,000円 猫:4,000円(1世帯につき犬猫合わせて2頭まで)

◆申請先 健康課(市役所1階⑩番窓口)や市内動物病院、鹿沼市ホームページ上にある申請書兼請求書に記入の上、領収書等を添付し、健康課へ申請して下さい。(郵送可)

※予算の範囲内での助成となりますので、期間の途中でも受付を締め切らせていただく場合があります。

## 骨髄移植ドナー支援事業

骨髄・末梢血幹細胞移植の実現やドナー登録者の増加を推進するため、鹿沼市内に住む骨髄等の提供者(ドナー)とドナーを雇用する事業所を対象に、助成金の交付を行っています。

◆対象者 ①～③の全てを満たす方とその方を雇用する事業所が対象となります

- ①日本骨髄バンクのドナー登録により、骨髄等の提供を完了した方
- ②市内に住居を有する方
- ③市税等の滞納がない方

◆交付額 ドナー:骨髄等の提供のための通院または入院の日数(上限7日)×2万円

事業所:上記の日数×1万円

◆申請方法 市ホームページ上にある所定の申請書に記入の上、日本骨髄バンク発行の証明書等を添付し、健康課へ申請してください。なお、申請期間は骨髄等提供完了から60日以内となります。

## AED(自動体外式除細動器)を貸し出します

市民が参加するスポーツ大会や各種イベント等に、無料でAEDを貸し出しています。

◆貸出条件 イベント開催時に医師・看護師等の医療従事者、またはAEDを使用した救命講習等を終了している者を配置されるようお願いします。

◆申込先 健康課(☎0289-63-8311)または教育委員会スポーツ振興課(☎0289-63-2255)「鹿沼市自動体外式除細動器(AED)貸出要領」・「自動体外式除細動器(AED)貸出申請書」は、鹿沼市ホームページよりダウンロードできます。

## 献血のご協力をお願いします

鹿沼市役所や市民情報センターでの献血を計3回実施します。日程につきましては広報「かめま」等でお知らせします。

ご協力をよろしくお願いいたします。

※献血バスの運行予定や献血情報については、栃木県赤十字血液センターのホームページ <http://www.jrcbc.jp/> をご覧ください。

